

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年5月11日（平成28年（行情）諮問第360号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（行情）答申第546号）

事件名：「会計検査院に対する特定秘密の提供について」（通知）に係る決裁文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「会計検査院の求めに応じて各行政機関が特定秘密を提供することを求めた通達に係る決裁関連文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「会計検査院に対する特定秘密の提供について（通知）」に係る決裁文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年3月3日付け閣情第221号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

特定された文書の他に起案理由を記録した文書が存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に至るまでの経緯について

平成28年2月1日付け（同年2月2日受付）で、審査請求人から本件請求文書の開示請求があった。

これを受け、処分庁は、原処分を行ったところ、平成28年3月25日付け（同年3月28日受付）で、審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、会計検査院に対する特定秘密の提供について、平成27年12月25日付けで、特定秘密の指定権限を有する20の行政機関の担当局長等へ発出した通知文書に係る決裁文書である。

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

本件対象文書は、起案用紙、通知文書及び宛先一覧表から構成された決裁関連文書の全てである。

審査請求人は、上記審査請求の理由として、「特定された文書の他に起案理由を記録した文書が存在すると思われる」と主張している。

しかしながら、決裁関連文書については、開示等決定した文書以外は保有していないことから、処分庁による原処分は妥当であり、他に起案理由を記録した文書が存在するとした審査請求人の主張は当たらない。

なお、会計検査院に対する特定秘密の提供についての通知発出に関しては、平成25年9月及び同年10月に内閣官房と会計検査院による協議について記録した文書を保有しているが、当該文書は、本件決裁関連文書には含まれない。

4 結語

以上のとおり、文書の再特定を求める審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年5月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月7日 | 審議 |
| ④ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「会計検査院に対する特定秘密の提供について（通知）」に係る決裁文書である。

審査請求人は、本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、特定秘密を会計検査院に提供する際の考え方について特定秘密の指定権限を有する行政機関の担当局長等に発出した通知文書（以下「通知文書」という。）の決裁文書である。

イ 通知文書の決裁に際しては、起案者は決裁者に対して当該通知文書を作成するに至った経緯について口頭で説明する形で処理しており、本件対象文書以外に起案理由を記載した文書は存在しない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、通知文書は、会計検査院に特定秘密を提供するに当たっての根拠規定とそれに基づく取扱要領等が記載されているものであり、通知文書を発出することとなった経緯の説明は口頭で行われ、本件対象文書以外に起案理由を記載した文書は存在しない旨の諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣情報調査室において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、内閣情報調査室において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久